

靖國神社臨時大祭ニ際シ全國民默禱ノ時間設定ニ關スル件(案)

(昭・一五・四・九)  
精動部會提出)

一、趣 旨

滿洲事變竝支那事變ニ於テ戰歿セル護國ノ英靈合祀ノ爲靖國神社ニ於テ臨時大祭舉行ノ儀 勅許アレセラレ畏クモ除喪ノ儀仰出サレ來ル四月二十五日 天皇陛下ノ御親拜ヲ辱ウスルニ當リテハ此ノ嚴肅ナル祭典日ヲ期シ全國民默禱ノ時間ヲ設定シ殉國ノ英靈ニ對シ敬虔ナル感謝哀惜ノ意ヲ表シ以テ忠勇ナル遺烈ニ應ヘントス

二、實施方法

- (イ) 四月二十五日 天皇陛下御親拜ノ時刻ヲ期シ當日午前十時十五分全國民ハ各々其ノ在處ニ於テ靖國神社ニ對シ一分間、默禱祈念ヲ爲スコト
- (ロ) コノ爲同時刻ニハラチオ、サイレン、鐘等ヲ用ヒ適當ナル周知方法ヲ講ズルコト

